

見直しの背景

- ・ **令和 4 年改正児童福祉法**において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正
- ・ また、これに先立つ「令和 3 年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和 4 年 2 月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、**資源の計画的な整備方針のための計画とすべき**こと等が指摘されている。

主な見直しのポイント

計画期間	・ 令和 7 ～ 11 年度の 5 年 を 1 期 として策定
項目	・ 法改正の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の11項目を13項目とする。 ※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設 ・ 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方を中心に。
計画記載事項	・ 各項目ごとに「現行計画の達成見込み・要因分析の内容等」の記載を求める。 ・ 「資源の必要量等の見込み」「現在の整備・取組状況等」「整備すべき見込量等※」の記載を求める。 ※「整備・取組方針等」として具体的に記載することを求める。
評価のための指標	・ 現行の策定要領においては、評価のための指標は例示となっているところ、次期計画では、各項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定 ・ 計画の進捗について、毎年度、当該指標等により自己点検・評価を求める。 ・ 国は、都道府県の取組の進捗について、毎年度、分析・評価して公表

次期推進計画策定要領について

計画策定に当たっての留意事項

■ こどもの意見の反映

・ 計画の策定は、里親・ファミリーホームや施設等の**関係者の幅広い参画の下**に行うこと。
特に、**当事者であるこども（社会的養護経験者を含む）**を計画策定委員会等の**委員に複数名選任**した上で意見聴取を行うとともに、里親・ファミリーホームや施設等に在籍しているこどもに対して**ヒアリングやアンケートによる意見聴取**を行い、それらの内容を十分に反映すること。

■ 他計画との整合性

・ **子ども・子育て支援事業計画**等、関連する計画との整合性を図る必要がある。

■ 市区町村との連携・調整

・ 策定に当たっては、こどもと家庭に最も身近な**市区町村の意見を反映**する必要がある。
また、指定都市や児童相談所設置市が所在する都道府県においては、**都道府県と児童相談所設置市等とが連携・調整**して計画を策定する必要がある（児童相談所設置市等が単独で計画を策定する場合においても同様）。

次期推進計画策定要領について

項目ごとの基本的考え方

(1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・計画策定に当たっては、**当事者であるこどもや市区町村の意見の反映、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図ることが必要**
- ・計画策定の際は、**都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への意見聴取**を行う。また、毎年度、評価のための指標等により**自己点検・評価**を実施し、その結果を当該会議へ報告するなど、適切にP D C Aサイクルを運用することが必要

(2)当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- ・**こどもの権利擁護に係る環境整備、措置や一時保護決定時等の意見聴取等措置**、さらにはこどもの**意見表明等支援事業**の創設等、こどもの権利擁護に関する取組を進めていくことが必要

(3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・児童相談所は、**家庭維持に向け適切に在宅指導措置**を行うとともに、事例によっては、市区町村に対して在宅指導措置の委託を行い、効果的にこどもや保護者に対する支援を実施することが必要
- ・市区町村のこども家庭センターによる相談支援を通じて、虐待等に至る前の**予防的支援**や、**親子関係の再構築**に向けた支援の効果的な実施が必要

次期推進計画策定要領について

項目ごとの基本的考え方

(4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組（新規）

- ・ 支援を必要とする妊産婦等に対しては、家庭支援事業による支援のほか、妊産婦等生活援助事業により、支援の入口から妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた**多機能な支援を包括的**に提供することが必要

(5)各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

- ・ 現行計画の代替養育を必要とするこども数の見込みについて、近年の児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえて**時点修正**することが必要。その際、予防的支援による家庭維持の見込数、家庭復帰や親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込数を踏まえて算出することが必要

(6)一時保護改革に向けた取組

- ・ 「一時保護ガイドライン」を踏まえ、引き続き一時保護全般にわたる見直しや体制整備を図ることが必要
- ・ 国において策定する**一時保護施設の設備及び運営に関する基準**を踏まえ、**条例で基準を定め、必要な環境整備を行う**ことが必要

次期推進計画策定要領について

項目ごとの基本的考え方

(7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- ・代替養育が必要なこどもに対しては、**まずは里親、ファミリーホーム**の中から、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討。困難な課題があるこどもは、**小規模かつ地域分散化された施設等**への入所措置を行うことが必要
- ・その上で、家庭に対する支援を最大限に行って**家庭復帰**を目指すとともに、それが困難な場合には、**親族等による養育や特別養子縁組等**を検討することが必要

(8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- ・代替養育を必要とするこども、特に就学前の**乳幼児期**は養子縁組や里親・ファミリーホームへの**委託を原則**とする。
- ・全ての都道府県において、**乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率**となるよう数値目標と達成期限を設定する。
- ・**里親支援センター**において、一貫した里親等支援が効果的に実施されるよう、設置を促進することが必要

(9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・**専門的ケア**を要する、又は年長児で家庭養育に対する**拒否感が強い**などという理由で施設養育が必要とされるこどもに対しては、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要
- ・**児童家庭支援センター等**の併設の検討や**家庭支援事業**の実施等、その専門性を多機能化・機能転換を図る中で発揮することが必要

次期推進計画策定要領について

項目ごとの基本的考え方

(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 児童自立生活援助事業の**年齢要件等の弾力化**や**社会的養護自立支援拠点事業の実施**等、社会的養護経験者等の自立支援を推進していくことが必要

(11)児童相談所の強化等に向けた取組

- ・ 児童相談所の設置を検討している中核市・特別区に対しては、その円滑な設置に向け、**人材育成等の必要な支援**を行うことが必要
- ・ 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、**児童福祉司等の増員**や弁護士等の配置等による**法的対応体制の強化**、職員への研修の実施等による専門性の向上のほか、**こども家庭ソーシャルワーカー**資格の取得促進を図ることが必要

(12)障害児入所施設における支援（新規）

- ・ 障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、**できる限り良好な家庭的環境の下**で支援を行うことが必要